

伊予市国民保護計画 を策定しました



国民保護法とは？

国民保護法は、平成16年6月に成立し、同年9月から施行されています。

正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といいます。武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・県・市等の責務・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

伊予市国民保護計画を策定

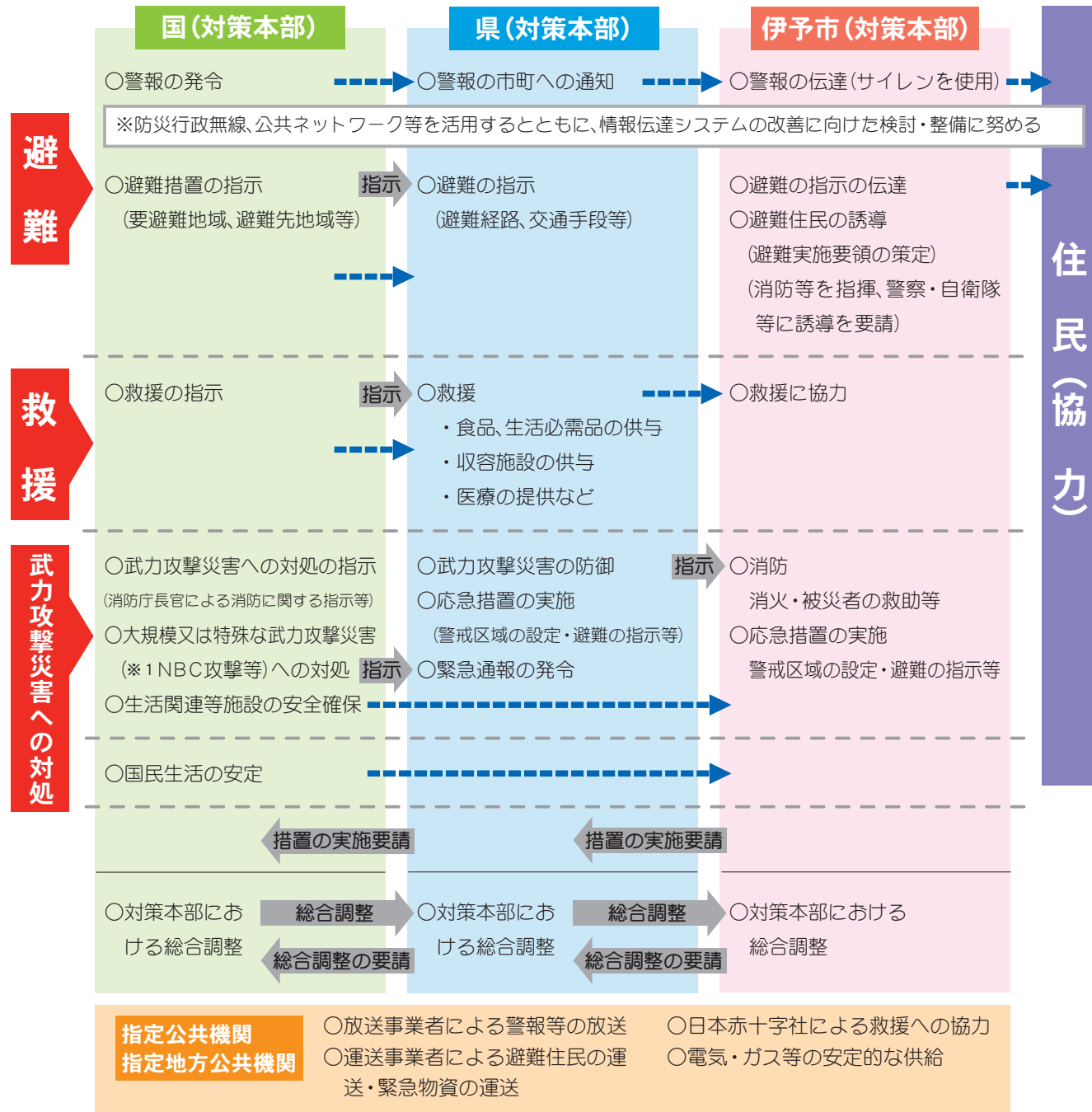
近年、弾道ミサイルや大規模テロなどが脅威となっており、国民の安全保障に対する関心が日々高まっています。

市では、外国からの武力攻撃や大規模テロといった有事に的確に対応できるように、国民保護法に基づき、平成19年3月に伊予市国民保護計画を策定しました。

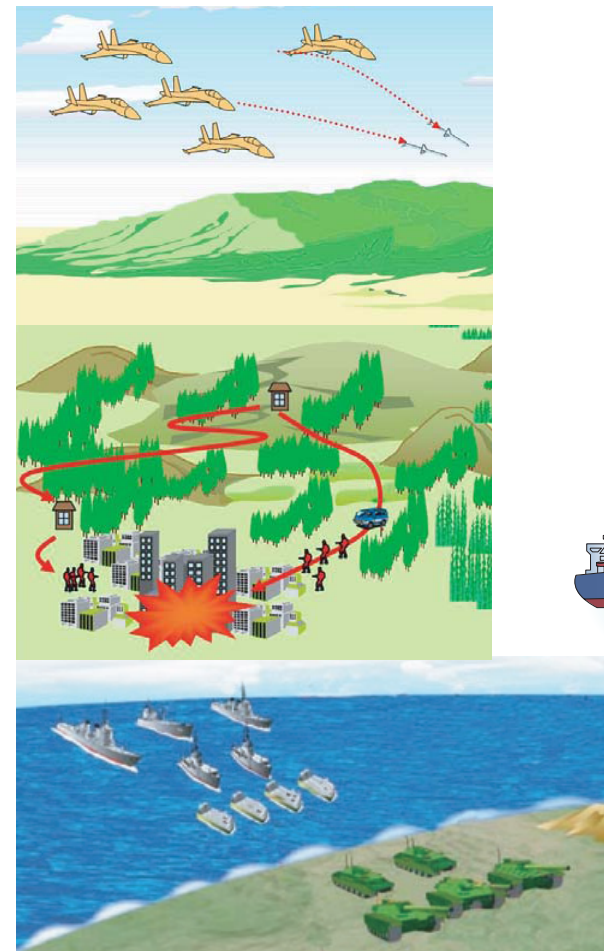
この計画には、日ごろから備えておくべき事項、実施体制、住民の避難・救援・救護に関する事項等を盛り込んでいます。

※上の三角形のマークは、国民保護措置に係る職務を行う者等、及び、保護措置のために使用される場所等を認識させるための国際的な特殊標章です。

計画に基づき実施する措置



※1NBCとは、「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の総称。



国が想定する事態

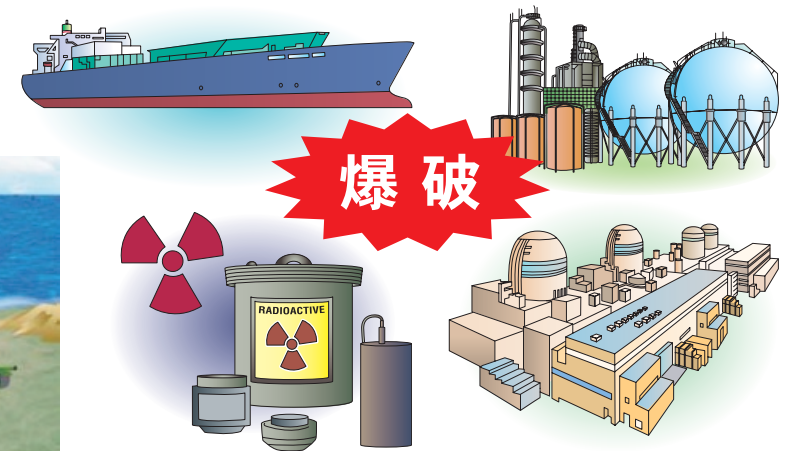
国民保護計画で想定する事態は、「武力攻撃事態等」と「緊急対処事態」の2つに大別され、それぞれ具体的な事態を想定しています。

武力攻撃事態等(外国からの攻撃)

- ・弾道ミサイルによる攻撃
- ・航空機による攻撃
- ・着上陸侵襲
- ・グリラ、特殊部隊による攻撃

緊急対処事態(日本人や外国人による大規模テロ)

- ・毒性物質などの大量散布による攻撃
- ・大規模集客施設への攻撃
- ・危険物質を有する施設への攻撃
- ・交通機関を破壊手段とする攻撃



伊予市国民保護計画の主な内容

《日ごろからの備え》

- 体制の整備
 - 24時間即対応可能な体制
 - 武力攻撃や大規模テロ等に備え、24時間即対応可能な体制を整備します。
- 住民の避難・救援
 - 住民の避難、救援等を迅速に実施するため、市民の協力、自主防災組織、関係機関、団体等との連携・協力体制を構築します。
- 訓練の実施
 - 市民や事業所等に参加を呼び掛け、自主防災組織・警察・消防等、関係機関と連携して訓練を実施します。

《武力攻撃事態等への対処》

- 実施体制
 - 国からの指示により、市は対策本部を設置し、住民の避難・救援など国民保護措置を総合的に実施します。
- 住民の避難
 - 国からの警報避難の指示を、市民に速やかに伝達し、県・関係機関と連携して、住民の避難誘導を実施します。
- 住民の救援
 - 県、関係機関と連携協力し、避難住民の救援を実施します。(食料、飲料水、生活必需品の供与など)

市民の皆さんへ

自分たちの身を守るために！

武力攻撃や大規模テロが、万が一発生した場合は、市民の自発的な行動や協力が重要です。近隣の住民や自主防災組織ぐるみでの助け合いや協力をお願いします。

※市民の協力は、自発的な意思に委ねるものであって、強制するものではありません。また、市民に協力を求める場合には、安全確保に十分配慮します。

- ① 避難住民の誘導・救援への協力
避難用バスへの誘導や避難所での救援物資の配布や炊き出しなど
- ② 消火、負傷者の搬送、救助等への協力
負傷者の搬送、応急手当など
- ③ 保健衛生の確保への協力
健康相談所の開設支援など
- ④ 訓練への参加



■日ごろからの備え

- ・食料や飲料水などの備蓄
- ・近隣住民等とのコミュニケーション(助け合い)



■警報が発令されたら

- ・防災行政無線・テレビ・ラジオなどを通して、正確な情報の収集

■避難の指示が出たら

- 突発的な事態が発生した場合直ちに屋内に避難し、状況に応じて安全な場所に避難する。
- 時間的余裕がある場合
避難先、避難方法、携行品、戸締りの確認を行う。

■伊予市国民保護計画の詳しい内容は、市役所、中山・双海地域事務所で見ることができます。また、伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.ehime.jp/>)でもご覧いただけます。

■問い合わせ
伊予市総務部防災安全課
☎982-1111(内線564)